

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会

第3回常任委員会

宮崎へ集結！

2027年、



日本全国 や お よ ろ づ から
八百万や お よ ろ づ のアスリートが

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

日時 令和8年2月2日(火) 14時30分~

会場 延岡市役所2階 講堂

第3回常任委員会 次第

1 開 会

2 報告事項

- ・報告事項 1 委員の交代について ······ P 2

3 審議事項

(総務企画専門委員会関係)

- ・第 1 号議案 延岡市識別用品整備要項(案)について ······ P 3
- ・第 2 号議案 延岡市遺失物・拾得物取扱要項(案)について ······ P 5
- ・第 3 号議案 延岡市保険加入要項(案)について ······ P 18

(競技式典専門委員会関係)

- ・第 4 号議案 延岡市情報通信基本計画(案)について ······ P 22

(宿泊衛生専門委員会関係)

- ・第 5 号議案 延岡市弁当調達要項(案)、
延岡市弁当調整施設選考基準(案)について ······ P 23
- ・第 6 号議案 延岡市医療救護対策実施要領(案)について ······ P 28
- ・第 7 号議案 延岡市防疫対策実施要領(案)について ······ P 35
- ・第 8 号議案 延岡市食品衛生対策実施要領(案)について ······ P 36
- ・第 9 号議案 延岡市環境衛生対策実施要領(案)について ······ P 38

(輸送交通専門委員会関係)

- ・第 10 号議案 延岡市リハーサル大会輸送計画(案)について ······ P 40
- ・第 11 号議案 延岡市駐車場管理運営計画(案)について ······ P 41
- ・第 12 号議案 延岡市競技別リハーサル大会
警備・消防防災実施計画(案)について ······ P 43

4 わた SHIGA 輝く国スポーツ等視察及び事業概要説明会報告

5 閉 会

報告事項 1

委員の交代について

(新)

(旧)

(敬称略)

所属	氏名
延岡商工会議所 会頭	森 龍彦
延岡市 副市長	赤木 繁男
宮崎県バレーボール協会 理事長	山崎 義信

所属	氏名
延岡商工会議所 会頭	吉玉 典生
延岡市 副市長	山本 一丸
宮崎県バレーボール協会 理事長	中馬 義郎

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）及び「日本のひなた宮崎競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）において、延岡市で開催される競技会の円滑な運営を図るために、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 識別用品の整備

識別用品は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が整備するものとする。ただし、次に定める場合で、市実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 競技団体に識別用品を整備させる場合
- (2) 共催市町実行委員会において識別用品の整備を行う場合

3 識別用品の種別

- (1) リハーサル大会
 - ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
 - イ 帽子
 - ウ 上着
 - エ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品
- (2) 国スポ
 - ア ADカード
 - イ 帽子
 - ウ 上着
 - エ その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

4 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮するものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員

- (7) 選手・監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他実行委員会が必要と認める者

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、市実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、市実行委員会が指定するものとし、国スポ及びリハーサル大会に従事する競技役員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体及び共催市町実行委員会が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

7 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びデザインについて、市実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、市実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人あたりの額を上限とする。

8 共催市町実行委員会との協議による整備

他市実行委員会と共に実施する競技に係る識別用品については、当該市実行委員会と協議の上、整備するものとする。

9 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

第2号議案

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物または拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の受付案内所とし、実行委員会が運営する受付案内係が取扱い業務及び一時保管を行うものとする。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の総務係に引き継ぐものとする。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盜難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会に引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取り扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物一覧簿（第1号様式）に記入するとともに、拾得物受理書（第2号様式）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物預かり書（第3号様式）を交付する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物一覧簿（第4号様式）に必要事項を記入の上、遺失者に対し届出番号を教示する。拾得物一覧簿（第1号様式）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署に届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（第5号様式）を作成し、署名を受ける。その際、拾得者が報労金請求権を取得している場合は報労金の支払義務について（第5-1号様式）を作成し説明する。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（第6号様式）を受理した

後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、可能であれば遺失者に電話で確認の上、遺失物受領書（第5号様式）を作成し、署名を受ける。

- （3）拾得者が報労金請求権を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（第7号様式）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- （1）総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐ。ただし、総務係は、拾得の翌日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- （2）実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、届け出る。その際、拾得物に拾得物受理書（第2号様式）の写しを貼付し、拾得物件提出書（第8号様式）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- （3）実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

拾得物一覧簿

式典名/競技名		拾得物一覧簿												備考		遺失物届出番号				
会場名		拾得物受理票の有無			拾得日時		拾得場所		拾得物件		受理取扱者		返還取扱者		遺失者氏名・連絡先		備考		遺失物届出番号	
受理番号	受理日時	月	日	月	日	月	時	月	日	種類・数量・形状・特徴等	軽微	氏名:	連絡先:	氏名:	連絡先:	氏名:	連絡先:	氏名:	連絡先:	氏名:
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			
	月　　日　　時　　分			月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分		月　　日　　時　　分			□			氏名:	連絡先:	1 返還済(日付 /)	2 実行委員会へ引継ぎ			

式典名/競技名	
会場名	

(第2号様式)

拾得物受理書

受理番号								
受理日時		令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分						
拾得日時		令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分頃						
※ 拾得者		住 所	〒 -					
		氏 名						
		電 話	自宅()			携/勤()		
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		500円		5円	
			5,000円		100円		1円	
			2,000円		50円			
	1,000円		10円					
物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等				点 数		
						点		
※権利の放棄の申告		上記の物件に対する						
		<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。			※権利を放棄しない場合は、遺失者に対して 氏名・住所・電話番号を告知する必要があります。			
		<input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。						
		令和 年 月 日						
		日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会 会長 三浦 久知様						
		(拾得者氏名) _____ (自署)						
拾得物預かり書 交付日時		令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分						
取扱担当者(自署)								

※太枠内は、拾得者本人が記入してください。

式典名/競技名	
会場名	

(第3号様式)

※当該拾得物が警察署に届けられた後、
警察からあなたあてに拾得物の通知を
することがあります。

拾得物預かり書

受理番号								
受理日時	令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分							
拾得日時	令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分頃							
※ 拾得者	住 所	〒 -						
	氏 名							
	電 話	自宅()	携/勤()					
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳					
		円	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		500 円		5 円	
			5,000 円		100 円		1 円	
			2,000 円		50 円		斜線	
	1,000 円		10 円					
物 品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等				点 数		
						点		
※権利の放棄の申告	上記の物件に対する							
	<input type="checkbox"/> 一切の権利を放棄します。 <input type="checkbox"/> 費用の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 報労金の請求権を放棄します。 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄します。			※権利を放棄しない場合は、遺失者に対して 氏名・住所・電話番号を告知する必要が あります。				
	<input type="checkbox"/> 権利を放棄しません。							
	令和 年 月 日							
	日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 会長 三浦 久知 様							
(拾得者氏名) _____ (自署)								
拾得物預かり書 交付日時	令和 年 月 日() 午前 ・ 午後 時 分							
上記の物件を預かりました。								
令和 年 月 日 日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 会長 三浦 久知 取扱者氏名 _____ (自署)								
注1 この預かり書は警察から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないよう大切に保管してください。 2 拾得者は、拾得物の評価額の5~20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。(権利放棄された方は該当しません。) 3 落とし主がわからないときは、大会終了後速やかに所管警察署へ提出します。なお、警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者が わからないときは、この物件の所有権を取得できます(権利放棄された方は該当しません。)。ただし、個人情報の記録された物件については、 所有権を主張することができません。 詳細につきましては、所管警察署の落し物係へ問い合わせてください。この物件を受け取ることができる期間は、警察署へ届出した翌日から3か 月を経過した日から2か月以内です。この期間を過ぎると所有権が無くなりますので、ご注意ください。								

遺失物一覧簿

式典名/競技名	会場名		届出番号	届出日時	遺失日時	遺失場所	(種類、数量・形状・特徴等)	受理取扱者	遺失者氏名・連絡先	警察への届出説明	備考
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	
	月	日	月	日	月	日			氏名: 連絡先:	1 連絡済(日付 /) 2 引渡済(日付 /)	

式典名/競技名	
会場名	

(第5号様式)

遺失物受領書

拾得物受理番号 第 号の物品を受領しました。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
会長 三浦 久知 様

住 所

氏 名

(自署)

電 話 ()

返還時本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> そ の 他 ()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
返還担当者		

※拾得物受理番号は第1号様式を確認

報労金の支払い義務について

令和 年 月 日に、返還した物件を拾得された方が、報労金の権利を主張しています。
あなたは、遺失物法の定めるところにより拾得者の方に対し、報労金の支払い義務がありますので、
拾得者の方に連絡し、話し合ってください。

なお、拾得者の方は、物件の評価額の 5 パーセントから 20 パーセントまでの 2 分の 1 の範囲内で
報労金の支払いを請求することができます。

物件を拾得した方

住 所	
氏 名	
電 話	()

日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
住 所 : 〒882-0812
延岡市本小路39番地 1
電 話 : 0982-20-7520

日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
会長 三浦 久知様

委任状

【代理人(受取りに来られる方)】

住所	
氏名	
委任者との関係	

わたしは上記を代理人と定め、物件の受取りおよび拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に
係る一切の権限を委任します。

【委任者(頼む方)】

住所	
氏名	
電話番号	()

様

拾得物返還通知書

令和 年 月 日

令和 年 月 日に拾得の届出がありました物件(預かり書受理番号 第 号)は、
令和 年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたは、遺失物法の定めるところにより、物件の評価額の 5 パーセントから 20 パーセントまでの 2 分の 1 の範囲内で報労金の支払いを請求することができます。

なお、下記の方には報労金の支払い義務があることを伝えてありますので、あなた宛てに連絡がありましたら、お互いに話し合ってくださいますようお願いします。

【返還を受けた方】

住 所	
氏 名	
電話番号	()

日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
住 所 : 〒882-0812
延岡市本小路 39 番地1
電 話 : 0982-20-7520

拾得物件提出書

令和 年 月 日

延岡警察署長 様

住 所 延岡市本小路39番地1
 事務所名 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
 代表者名 会長 三浦 久知

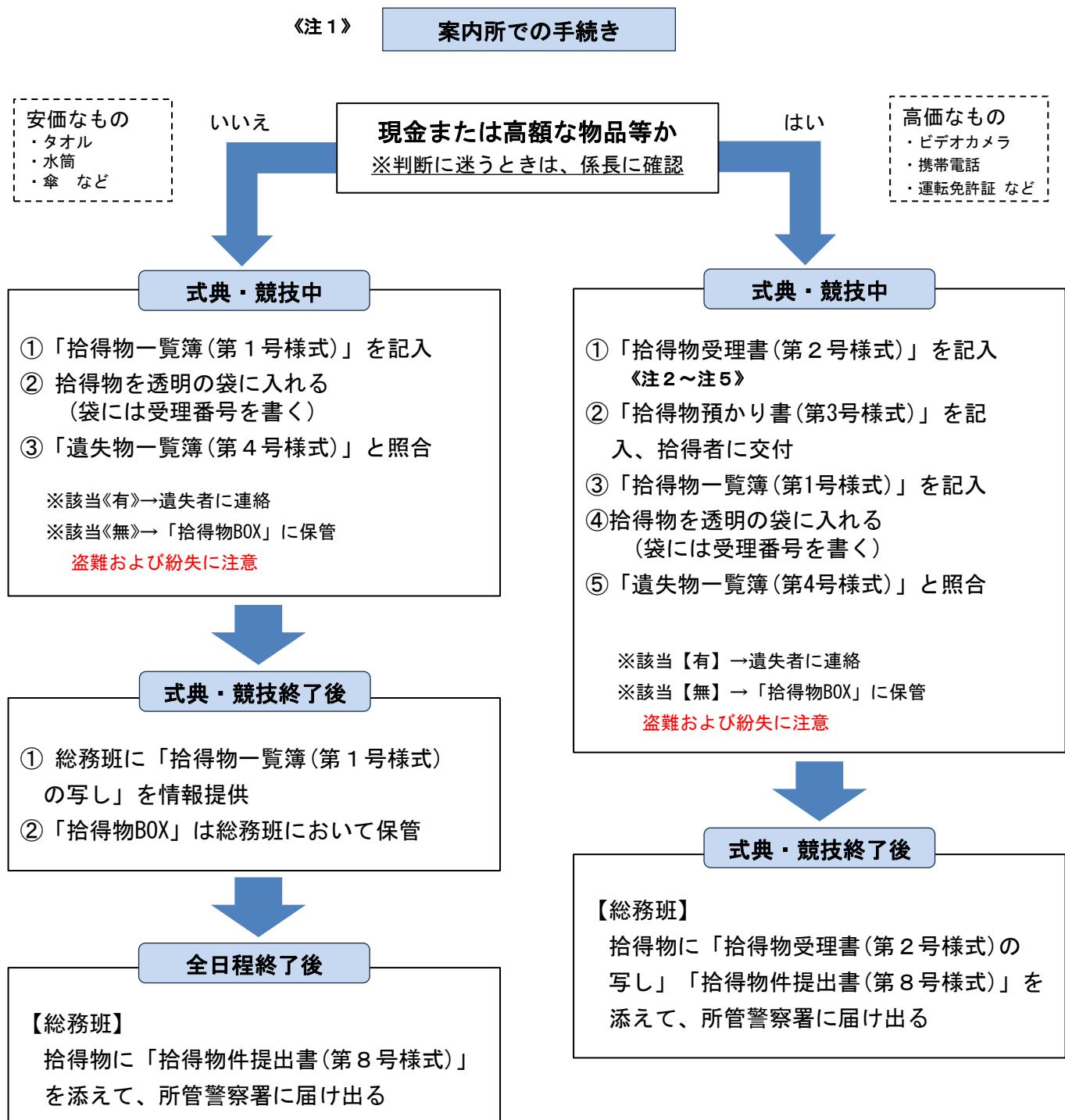
担当者氏名 事務局
 電話番号

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、日本ひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会は
 一切の権利を放棄します。

番 号	物 件		拾得日時	拾得者 氏 名	住所: 住所・電話番号	権利放棄				備 考
	物 品	現 金				月 日	時 分	電話:	□ 一切の権利を放棄	
									□ 費用請求権を放棄	□ 権利を放棄しない
									□ 報労金請求権を放棄	
									□ 所有権を放棄	
									□ 一切の権利を放棄	□ 権利を放棄しない
									□ 費用請求権を放棄	
									□ 報労金請求権を放棄	□ 所有権を放棄
									□ 所有権を放棄	

● 拾得物・遺失物対応フロー

1. 拾得物(落とし物・忘れ物)の届け出があった場合



《注1》 拾得物は、原則拾得者が案内所にて手続きするよう案内すること。

ただし、拾得者が実施本部員に預けて立ち去った場合は、当該実施本部員が案内所に持参して届け出る。
(※拾得した時間、場所等を聞いておくこと)

《注2》 拾得者に、報労金(拾得物評価額の5～20%の1/2の額)を受け取る権利があることを説明すること。

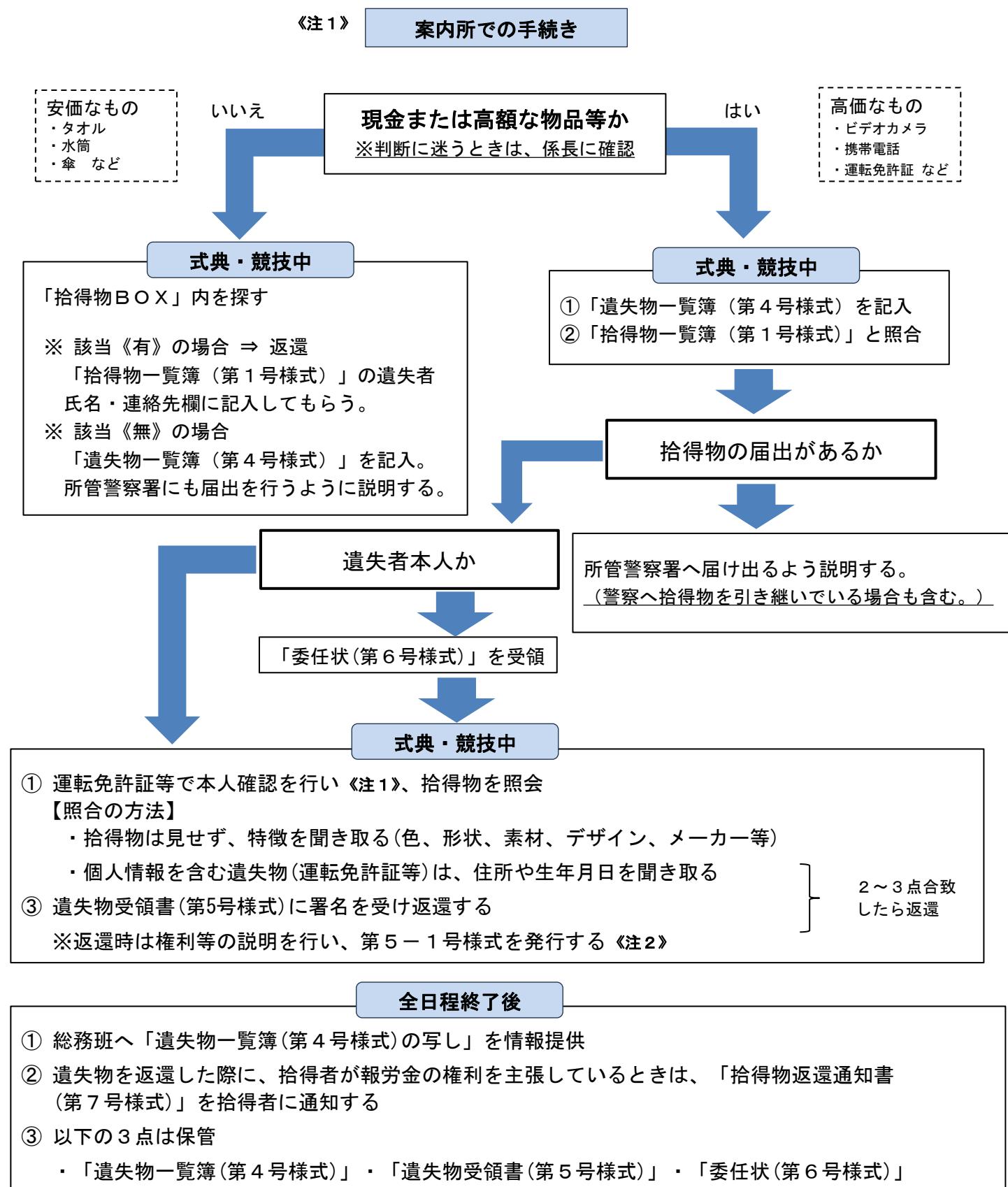
《注3》 拾得者が手続等に氏名等を告げない場合は、報労金の権利放棄について説明すること。

《注4》 警察署が遺失物を公告した後、3か月以内に遺失者が判明しなかったときに所有権を取得する権利があることについて説明すること(麻薬等の所持禁止物、カメラや携帯電話など個人情報関連物を除く)。

《注5》 拾得物を拾ってから届ける際、発見してから24時間が経過している場合は権利の失権であることを説明すること。

● 拾得物・遺失物対応フロー

2. 遺失物(落とし物・忘れ物)の届け出があった場合



第3号議案

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下「国スポ」という。）において、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

市実行委員会は、直接又は社会福祉法人延岡市社会福祉協議会を通じて損害保険会社と保険契約を締結する。

3 補償内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任保険

国スポ開催期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、市実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体又は所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	3,000万円	3億円	3億円

エ 受託者賠償事故

市実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1事故	保険期間中
対人・対物共通	5億円	

(2) 傷害保険

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運営業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

また、一般観覧者においては、市実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
大会役員			
競技会役員			
競技役員	2,500万円	5,000円	3,000円
競技補助員			
一般観覧者			
医師	1億円	30,000円	10,000円
看護師			
理学療法士	3,000万円	10,000円	5,000円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震および台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病又は心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺又は犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、国スポ期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについても、この要項を準用する。

附則

この要項は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号

事故報告書

年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
延岡市実行委員会 会長 殿

報告者 所属： 係
氏名：

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被 告 物 名	
	被 告 状 況	
	被 告 物 の 写 真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号	
負傷者	参 加 区 分 (該当を○で囲む)
	選手・監督・各役員・競技補助員・競技会補助員 一般観覧者・医師・看護師 その他 ()
	住 所
	氏 名 (年齢： 歳、性別：男・女)
	電 話 番 号
医療機関	親 権 者 氏 名 ※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
	名 称
	電 話 番 号
傷害内容	担 当 医 師
傷害内容	傷 病 名
	症状・程度など

第4号議案

日本のひなた宮崎国スポ 延岡市情報通信基本計画（案）

1 趣旨

「日本のひなた宮崎国スポ」における情報通信を円滑に行うため、県の「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ情報通信基本計画」等に基づき、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会運営に万全を期すものである。

2 内容

（1）情報通信施設の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種通信設備を整備する。

（2）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力をもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

（3）大会参加者等への情報提供

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報並びに競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

3 その他

（1）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）本市で開催する競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

附則

この要項は、令和8年 月 日から施行する。

第5号議案

日本のひなた宮崎 国スポ 延岡市弁当調達要項（案）

1 趣 旨

この要項は、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎 国スポ」（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当調達においては、あらかじめ必要数を把握し、適切な計画を作成するものとする。

4 弁当の種類

- (1) 幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に対して幹旋する弁当をいう。
- (2) 支給弁当 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に対して支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあっては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあっては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当調製施設の選定及び取消

- (1) 弁当調製施設については、別に定める延岡市弁当調製施設選考基準に基づき、保健所の協力を得て実行委員会が選定する。
- (2) 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。
 - (ア)食品衛生法その他関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - (イ)食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。
 - (ウ)弁当調製施設の業務を無断で第三者に委託したとき。
 - (エ)その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

7 弁当の料金

弁当の料金は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ（宮崎県）宿泊要項に準じるものとする。

8 弁当の発注

発注方法については、実行委員会が数量を取りまとめの上、選定された弁当調製施設に対し発注する。

9 弁当引換所の設置及び弁当の引換え

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、適正な管理のもと弁当の引換えを行うものとする。

10 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

日本のひなた宮崎 国スポ
延岡市弁当調製施設選考基準（案）

1 趣旨

この基準は、日本のひなた宮崎 国スポ延岡市弁当調達要項に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）において、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 大会への理解と協力

大会に理解があり、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 弁当調達体制

弁当調達業務の運営に万全を期するため、実行委員会が指定する弁当業務代行事業者と指定弁当調製施設間の相互において、円滑な業務の連携が可能であること。

4 施設要件

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 延岡市内に本社または製造所を有していること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 法人登録をしている事業者の調製施設であること。
- (4) 市町村税（本店所在地分及び本市分）（支店、営業所等が本市に存する場合に限る）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 延岡市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

5 施設の衛生管理

- (1) 選考時点において過去3年間に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生監視票が調査時点において80点以上であること。もしくは、令和9年3月までに80点以上に改善できること。
- (3) 食品衛生関係法令に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組むとともに適切に施設管理、運営がなされている施設であること。
- (4) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋

- 等) に密封して、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- (5) 調理従事者(食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であつて、臨時職員を含む。)の全員に対し、大会開催前の 1 ヶ月以内に検便検査(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスを含むもの)の実施が可能であること。
- (6) 食品賠償保険に加入していること、若しくは大会開催期間中に加入できること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく 1 日あたり 200 食以上であること。
- (2) 前日午後 8 時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後 2 時までに設定した弁当を午前 11 時までに実行委員会が指定した場所に納入が可能であること。
- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 最大で 5 日分のメニューの日替わりが可能であること。
- (5) 原材料に延岡市産品または宮崎県産品を積極的に使用する等、延岡市の特色を生かした弁当の調製が可能であること。
- (6) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。
- (7) メニューについて実行委員会と協議を行い、実行委員会の指示に対応可能であること。
- (8) 実行委員会が準備する容器・包装紙等での提供が可能であること。
- (9) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 施設の対応能力

- (1) 実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
- ア 弁当の名称
- イ 原材料名(アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。)
- ウ 添加物(アレルゲンを含む。)
- エ 消費期限(時刻まで表示)
- オ 保存方法
- カ 製造所所在地・製造者名
- キ その他食品表示関係法令により規定される表示

- ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示
- (3) 実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10°C以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であること。ただし、弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注することとする。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後8時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。また、同日に容器を回収できること。
- (6) 運搬が容易で清潔な段ボール等に梱包し弁当を納入できること。
- (7) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。
- (8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

8 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製についても、必要に応じてこの基準を準用する。

第6号議案

日本のひなた宮崎国スポ 延岡市医療救護対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市医療救護実施要項」に基づき、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）における医療救護対策の実施について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て、医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

- ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 衛生管理に留意し、救護所内が外部から見えないようにする。
- ウ 救護所の場所を明示するため、看板等を設置する。

（2）人員編成

救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、競技会係員等（以下「救護所係員等」という。）のうち、必要に応じた編成とする。

（3）開設時間

各会場の開場（開門）1時間前から競技及び表彰式終了30分後までとし、必要に応じて変更することができる。

（4）その他

救護所には、当該会場の競技特性等を勘案のうえ、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要物品等を配備する。

4 医療救護体制

（1）救護所における医療救護

- ア 救護所では、応急処置を行い、処置記録兼診療依頼書（様式第1号）に所定の事項を記載する。
- イ 傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合においては、所属の関係者を必ず同行させることとし、医療機関を受診する傷病者へ処置記録兼診療依頼書（様式第

- 1号) の写しを交付する。医療機関に移送しないときは、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。
- ウ 救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに実行委員会へ報告する。また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過についても把握するよう努め、入院患者が発生した場合は、入院患者発生速報（様式第3号）により速やかに実行委員会に報告する。

(2) 練習会場における医療救護

- ア 配備する医薬品（ドーピング物質を含有しないものに限る。）は、必要に応じて決定する。
- イ 係員については、競技会係員とするが、必要に応じて看護師、保健師等を配置する。
- ウ 傷病者を医療機関に移送する必要があるときは、救護所における取り扱いに準じる。

(3) 宿舎における医療救護

- ア 宿舎提供者は、宿舎において傷病者が発生した場合、速やかに医療機関と連絡をとり、その指示を受ける。医療機関へ移送する必要があるときは、車両等での移送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合においては、所属の関係者を必ず同行させる。
- イ 医療機関へ移送しないときは、最寄りの医療機関を紹介する。この場合においても、所属の関係者を同行させる。
- ウ 所属の関係者は、傷病者を医療機関に移送した場合、実行委員会に次の事項を報告（夜間の場合は翌日）する。
- ①傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び連絡先
 - ②参加区分及び競技種目
 - ③宿舎名及び連絡先
 - ④移送した医療機関及び移送方法
 - ⑤事故（傷病）の発生時間・発生場所、傷病内容、発生原因、処置内容、使用薬品及び現在の状況
 - ⑥付添者の氏名及び連絡先

5 医療費の負担

- (1) 救護所、練習会場での応急処置にかかる経費及び救急自動車等による移送経費は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者は、マイナンバー又は資格確認証を提示して受診した場合は医療費の本人負担分を、提示しないで受診した場合は医療費の全額を医療機関へ支払う。

6 関係機関への協力要請

実行委員会は、関係機関の協力を得て、医療機関及び消防本部等に対し、傷病者の受け入れ及び搬送の医療救護対策への協力を要請する。

7 事務処理

救護所係員等は、相互に連絡調整を図りながら、次の書類に所定の事項を記載するものとし、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

ア 処置記録兼診療依頼書（様式第1号）

※搬送傷病者に原本を渡した場合はその控え

イ 取扱傷病者一覧表（様式第2号）

ウ 入院患者発生速報（様式第3号）

8 県実行委員会等への報告

- (1) 実行委員会は、国スポ等期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報（様式第3号）」により県実行委員会に報告する。
- (2) 実行委員会は、全競技終了後、競技会場ごとに取りまとめた「取扱傷病者一覧表（様式第2号）」を県実行委員会に提出する。

9 その他

- (1) 救護所係員等の服装は、各職種に応じたものとし、救護所係員等であることがわかるよう配慮する。。
- (2) 救護所係員等の心得として、傷病者の状況を記録し関係者からの問い合わせに支障のないようにするとともに、傷病者のプライバシーの保護に十分に配慮する。
- (3) この要領に定めるもののほか、医療救護に関して必要な事項は別に定めるものとする。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	No.			
発症場所		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他()			発行日時	年 月 日		
						午前	時	分頃
傷病者情報	ふりがな 氏名	S・H・R 年 月 日 生 歳	男女	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()			
	生年月日 他		競技名/会場名	/				
	住所 連絡先	都道府県名()	宿舎の名前					
		(TEL ーーー) (携帯 ーーー)	付添者	(携帯 ーーー)				
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他()						
	受傷部位							
	発症(事故)原因							
	バイタルサイン	体温 °C	脈拍	血圧 /	mmHg			
	現病歴				服薬	有()		
	既往歴					無		
	処置内容	処置時間: 午前・午後 時 分						
	使用医薬品							
	備考							
搬送	有・無	救護所医師等氏名						

搬送先医療機関 担当医様

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日
 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会
 会長 三浦 久知

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関から日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

F A X 送 信 票

下記診療内容欄に記入後、この用紙を日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会まで
FAXにて送付くださいますようお願いいたします。

宛 先	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会 事務局 宛 FAX 0982-20-7521
--------	--

発 信 者 名	医療機関名 住所 TEL	担当者 (所属) (氏名) FAX
------------------	--------------------	----------------------------

診 療 内 容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	診療医師名

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会事務局 医療救護担当
TEL 0982-20-7520

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

取扱傷病者一覧表

月　　日(　　)

競技名

区分	取扱傷病者数					医療機関への搬送者数				
	選手	監督	観客	その他	計	選手	監督	観客	その他	計
外傷	骨折									
	腱断裂									
	捻挫									
	打撲									
	脱臼									
	裂創									
	口腔内外傷									
	その他									
熱中症										
脱水症										
内因性疾患	頭頸部疾患									
	呼吸・循環器疾患									
	消化器疾患									
	内分泌疾患									
	腎疾患									
	神経疾患									
	その他									
合計										

※ この様式は、一日の業務終了後に集計し記載すること。

入院患者発生速報

年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 様 FAX: 0985-24-1723		
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名	
日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ 延岡市実行委員会			

患者	ふりがな 氏名	年 月 日生	男 女	参加区分	選手、監督、役員、 観客、その他
	都道府県名			競技種目	
宿 舎 名					
発 生 時 間 月 日() 午前 時 分 午後					
発 生 場 所					
発 生 原 因 及 び 状 況					
症 状					
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無					
入院先医療機関名					
使 用 医 薬 品					
備 考					

日本のひなた宮崎国スポ
延岡市防疫対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市防疫対策実施要項」に基づき、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）における防疫対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施内容

（1）感染症に関する意識の普及及び啓発

感染症の発生・拡大を防止するため、選手・監督、役員、観察員、報道員並びに一般観覧者等（以下「大会参加者等」という。）に対し、感染症に関する意識の普及及び啓発を行うなどして、意識の向上に努める。

ア ホームページ等を活用した啓発活動

イ 各イベント等を活用した啓発活動

（2）衛生備品等の配備

大会期間中における感染症の予防及びまん延を防止するため、競技会場等に必要に応じて衛生備品、体温計、消毒液等を配備する。

（3）感染症患者発生時の措置

大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、感染症法等に基づく措置を講じるとともに、必要に応じて保健所の指導・助言を求め、感染のまん延防止に努める。

（4）緊急連絡体制の整備

大会期間中における感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関等との緊急連絡体制を整備する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な防疫対策の実施について必要な事項は別に定める。

第8号議案

日本のひなた宮崎国スポ 延岡市食品衛生対策実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市食品衛生対策実施要項」に基づき、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）における食品衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）食品衛生に対する意識の向上

食品衛生講習会

保健所が食品関係営業施設等を対象に実施する食品衛生講習会等の活動に協力する。なお、実行委員会においても、必要に応じて同様の講習会を実施することができる。

（2）食品衛生管理の強化

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員、大会関係者および一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時の施設を含む。）

オ 弁当引換所

（3）健康管理

保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）食中毒発生時の対応

ア 食中毒の発生またはその疑いに関する情報を入手した時は、速やかに保健所に通報する。

- イ 実行委員会および保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生またはその疑いに関する情報があったときは、関係者において事前に情報共有を図る。
- ウ 保健所の協力を得て、大会期間中における食中毒発生時など緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第9号議案

日本のひなた宮崎国スポ 延岡市環境衛生対策実施要領（案）

1 目的

この要領は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市環境衛生対策要項」に基づき、延岡市で開催する「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における環境衛生対策について、必要な事項を定める。

2 実施方法

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

（1）競技会場等の環境美化

- ① 競技会場等には、必要に応じて資源ごみ等の分別ができるごみ箱等を適切な場所に設置する。
- ② 競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に適した処理体制により適切に処理する。なお、処理の際には分別収集を行い、資源ごみのリサイクルに努める。
- ③ 競技会場等の清掃は、会場ごとに清掃体制を整え効果的に実施する。
- ④ 競技会場等のトイレ（仮設を含む）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を行い、衛生的に管理する。
- ⑤ 競技会場等は、原則として禁煙とする。ただし、競技会場等の敷地内における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、競技会場等の敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができるものとする。

（2）道路、河川、公園等の生活環境の美化

- ① 実行委員会は、競技会場等及び宿泊施設等における道路、河川、公園等の公共場所について関係機関等と連携し、清掃を積極的に行うとともにごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。
- ② 公衆トイレは衛生的な維持管理を図る。

（3）宿泊施設の衛生対策

実行委員会は、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるように、宿泊施設管理者に対し、宿泊施設及びその周辺の環境衛生に努めるよう協力要請する。

（4）飲料水の衛生対策

実行委員会は、関係機関等と連携し、競技会場等及び宿泊施設において飲料を提供する水道事業者が、安全で衛生的な飲料水を提供できるよう努める。

(5) 衛生害虫等の対策

実行委員会は、必要に応じて関係機関等と連携し、民間団体・地域住民等の協力を得て、衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除に努める。

(6) 動物の適正管理

実行委員会は、競技会場等、宿舎の周辺における犬・猫による危害の防止を図るため、犬・猫の飼い主に対し放し飼いの禁止の徹底及び適正な飼育管理について指導するよう努める。また、飼い犬・猫の登録及び、犬の狂犬病予防注射の実施を徹底するとともに放浪する犬・猫の保護・収容に努める。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

第10号議案

日本のひなた宮崎国スポ延岡市リハーサル大会輸送計画(案)

1 目的

この計画は、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市輸送交通業務実施要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会」(以下「リハーサル大会」という。)の円滑な輸送業務に関して必要な事項を定める。

2 輸送計画の基本的な考え方

ア 選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「大会参加者等」という。)の輸送は、原則、既存の公共交通機関等を利用する等自主移動とする。

イ 競技の特殊性や競技会場の立地等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

3 駐車場

- (1) 大会参加者等の駐車場を確保する必要がある場合、基本的には競技会場内とするが、競技会場内に駐車可能なスペースが十分確保できない場合は、必要に応じて競技会場外に指定駐車場を確保する。
- (2) 駐車場への誘導を円滑に行うため、必要に応じて大会参加者等に対し、事前に駐車許可証を交付する。
- (3) 大会参加者等が指定外の駐車場等へ駐車することができないように周知徹底を図る。

4 来会方法等の把握

リハーサル大会開催前に、競技団体等への来会方法の確認や、必要な場合は来会意向調査等を行い、来会時の交通手段や宿舎等の把握に努める。

5 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定する。

第 11 号議案

日本のひなた宮崎国スポ延岡市駐車場管理運営計画（案）

1 目的

この計画は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市輸送・交通基本計画」に基づき、第 81 回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎国スポ）（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督・競技役員、その他大会関係者（以下「大会関係者等」という。）及び一般観覧者の駐車場利用を円滑かつ効率的に行うため、必要な事項を定める。

2 駐車場の確保および設置

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場、練習会場の周辺等に必要な駐車場の確保に努める。

3 駐車場の設置期間

原則として、公式練習日を含む各競技会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

4 駐車場の利用区分

大会関係者等及び一般観覧者の駐車場は、次のとおりとする。

(1) 選手・監督、競技役員等

原則として、競技会場に最も近い駐車場を利用する。また事前に駐車許可証を配付し、他の利用者を制限する。

(2) 競技会係員、競技会補助員

原則として、競技会場に近い駐車場を利用する。また、事前に駐車許可証を配付し、他の利用者を制限する。

(3) 報道関係者、上記以外の大会関係者、一般観覧者

自家用車による来場の場合は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下、「市実行委員会」という。）が指定する駐車場を利用することとし、必要に応じて事前に駐車許可証を配付し、他の利用者を制限する。

5 駐車場対策

(1) 駐車場管理運営

駐車場に係員等を配置し、車両の適切な誘導を行い、場内での事故防止に努める。

(2) 駐車許可証の交付

交通混雑防止と臨時駐車場等への適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図るため、必要に応じて駐車許可証を交付する。

(3) 臨時駐車場の確保

駐車場については、道路交通事情及び大会参加者、一般観覧者等の車両台数を勘案し、競技会場及び練習会場等の周辺に、必要に応じて臨時駐車場を確保する。

6 事前準備

駐車場設置日の前日までに、当該駐車場及び駐車区画等必要な整備を行う。なお、案内看板等については、関係機関・団体等と協議のうえ、必要な手続きを行い設置する。

7 その他

- (1) この計画に定めるもののほか、駐車場の設置・利用に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 国スポの開催に伴い実施する競技別リハーサル大会については、実情に応じてこの計画を準用する。

日本のひなた宮崎国スポ延岡市競技別リハーサル大会 警備・消防防災実施計画（案）

1 目的

この計画は、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市警備・消防防災実施要項」に基づき、「日本のひなた宮崎国スポ延岡市競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）の円滑な警備消防防災業務について必要な事項を定める。

2 警備業務

（1）実施体制

ア 実施場所

原則として、リハーサル大会の競技会場、練習会場、駐車場及びその周辺道路とする。

イ 実施期間

リハーサル大会の準備期間中及び大会開催期間中とする。

ウ 実施時間

競技ごとに、別途定める。

（2）警備員の業務

ア 交通誘導警備

（ア） 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止

（イ） 競技会場駐車場における指定車両の識別（駐車許可証の確認）及び誘導

（ウ） 競技会場周辺及び駐車場における車両・歩行者の整理並びに誘導

（エ） 違法駐停車の防止及び排除

イ 夜間警備

（ア） 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊等の防止

（イ） 不審者及び不審物への警戒

（ウ） 事故発生時における関係機関への通報

ウ 会場警備

（ア） 競技会場内における不審者及び不審物に対する警戒

（イ） 競技会場内における不審者及び不審物に対する認知又は発見時における関係機関への通報と適切な初動措置

（ウ） 写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応（撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者への対応を含む。）

（エ） 競技会場における選手・監督、役員、観察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の入退場管理

エ その他

- (ア) 事故発生時、緊急時における実施本部への連絡
- (イ) 大会参加者等の生命、身体及び財産を守るために必要な警備
- (ウ) 警察・消防活動への協力

3 消防防災業務

(1) 基本的な考え方

リハーサル大会における消防防災業務は、日本のひなた宮崎国スポ・障ス
ポ延岡市実行委員会及び実施本部が主体となり実施する。また必要に応じて
延岡市消防本部へ協力を依頼する。

(2) 実施場所

リハーサル大会の競技会場、練習会場及び駐車場

(3) 実施期間

リハーサル大会の準備期間中及び大会開催期間中

(4) 消防防災実施業務

- ア 消防防災業務における関係機関との連絡調整
- イ 火災の警戒及び初期消火活動
- ウ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- エ 火災その他災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導
- オ 火災その他災害により負傷者が発生した場合の負傷者の救出・救助
- カ 延岡市消防本部からの指摘及び助言事項に対する改善措置

(5) 延岡市消防本部との連携

次のことについて、延岡市消防本部に依頼する。

- ア 競技会場における実地踏査及び消防防災設備等の点検
- イ 消防防災に必要な教育訓練の実施

4 大規模災害及び突発重大事案対応

発生時には事案の概要、被害状況を把握するとともに交通情報を収集する。
また、関係機関と緊密な連携を取り、大会参加者等の安全確保と避難誘導に努
める。

5 その他

この計画に記載のない事項については、必要に応じて関係機関と協議し決定
する。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会 常任委員

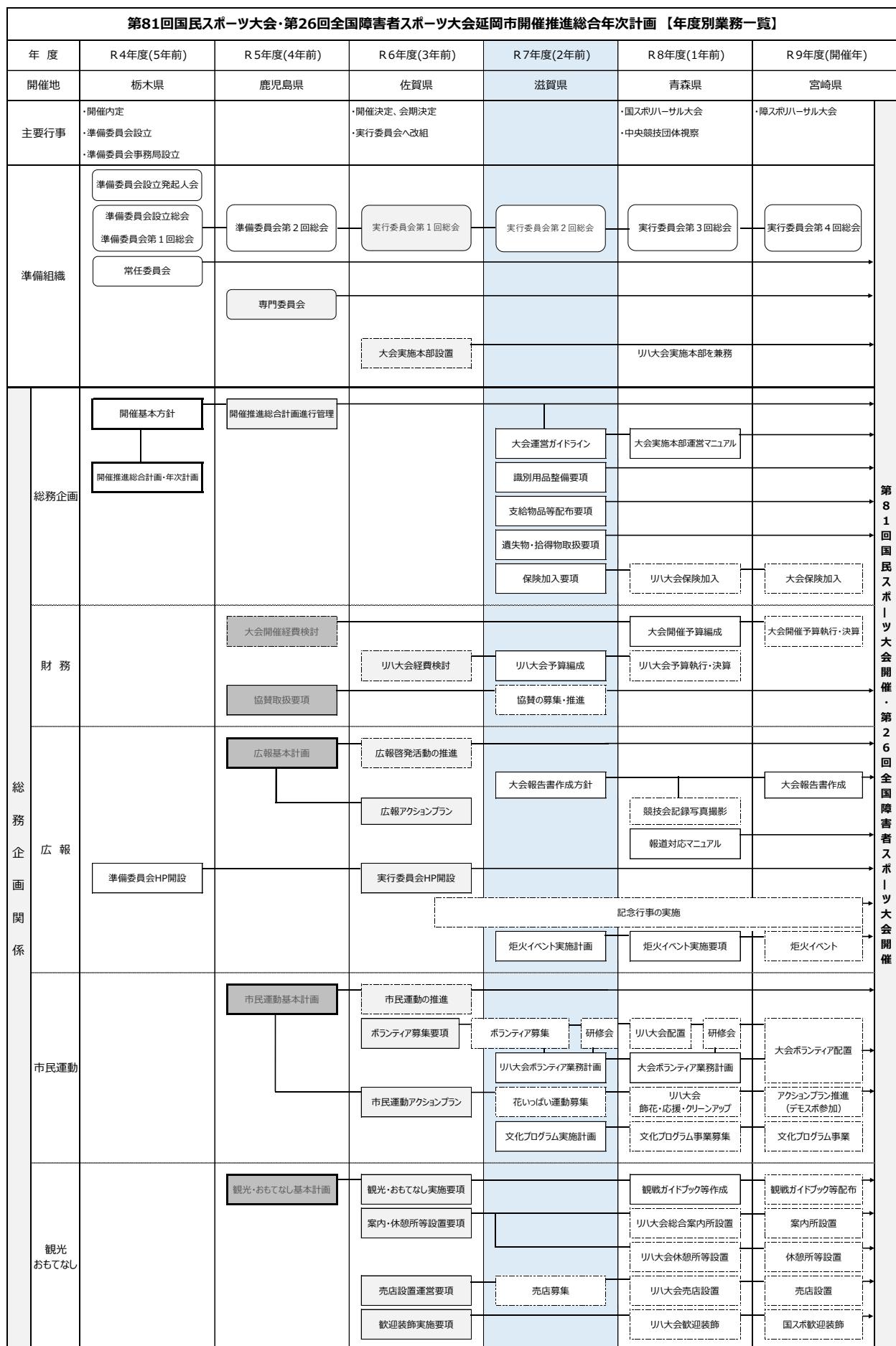
【副会長】8名

(順不同・敬称略)

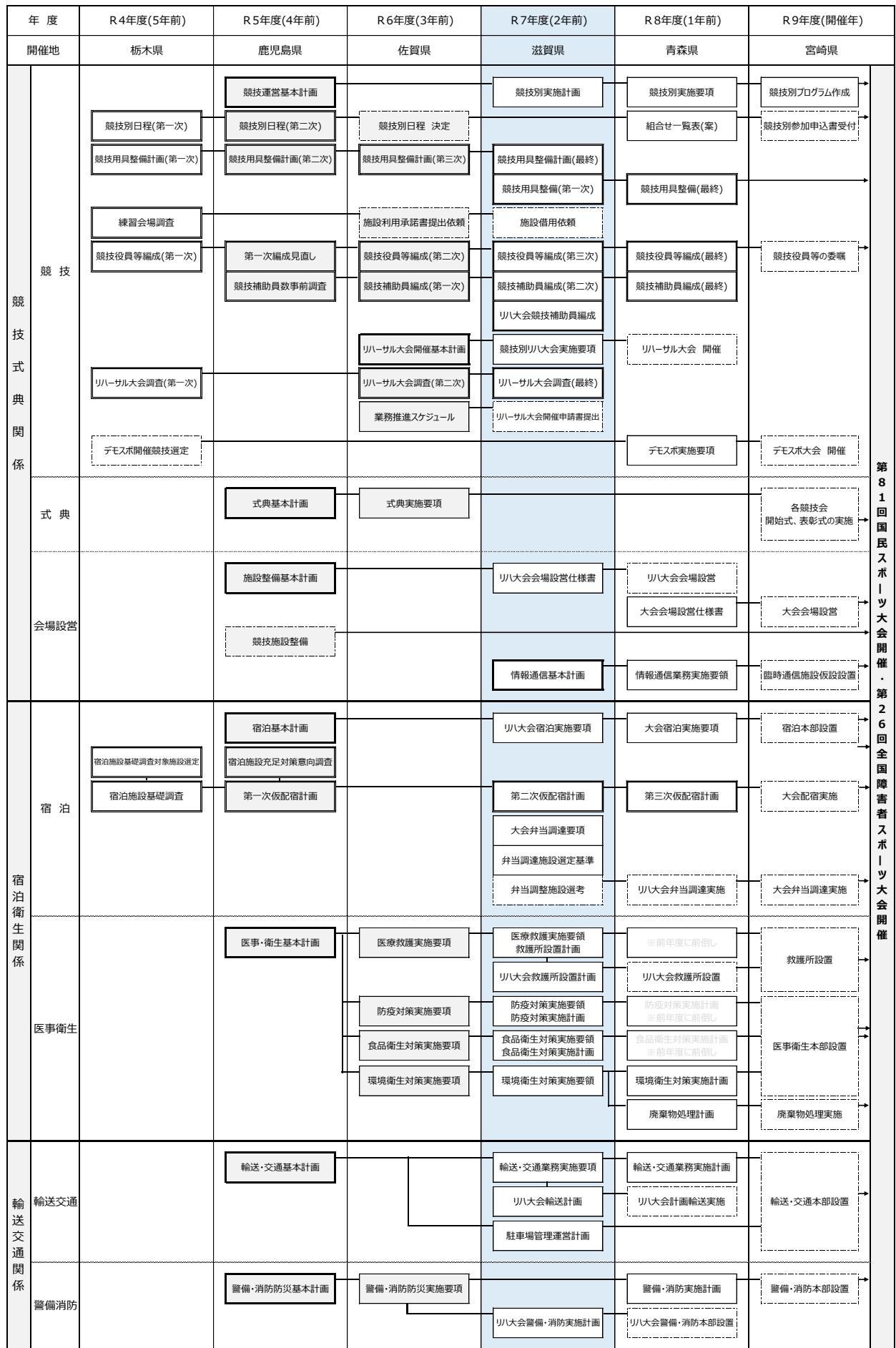
選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
産業・経済	延岡商工会議所	会頭	森 龍彦	委員長
スポーツ・レクリエーション	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	会長	福田 達也	
社会団体	延岡市区長連絡協議会	会長	森口 正輝	
	延岡市障がい者自立支援協議会	会長	甲斐 由美子	
市議会	延岡市議会	議長	早瀬 賢一	
市	延岡市	副市長	赤木 繁男	副委員長
	延岡市	副市長	小泉 智明	
	延岡市教育委員会	教育長	高森 賢一	

【常任委員】26名

選出区分	所属団体等	役職名	氏名	備考
市議会	延岡市議会	副議長	梶本 英一	
県競技団体	宮崎県バレーボール協会	理事長	山崎 義信	
	宮崎県軟式野球連盟	会長	井料田 豊	
	宮崎県柔道連盟	会長	鳥居 敏文	
	宮崎県ソフトボール協会	会長	押川 尚生	
	一般財団法人 宮崎県水泳連盟	会長	武井 俊輔	
	宮崎県体操協会	会長	海老原 郷士	
	宮崎県武術太極拳連盟	国体準備委員	原田 将司	
	宮崎県パワーリフティング協会	会長	壽崎 剛	
スポーツ・レクリエーション	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	甲斐 義人	
	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	吉田 建世	
	一般社団法人 延岡市スポーツ協会	副会長	木村 隆次	
	延岡市スポーツ推進委員協議会	会長	岡本 真奈美	
学校関係	宮崎県立延岡しろやま支援学校	校長	肱岡 憲吾	
産業・経済	宮崎県農業協同組合	延岡地区本部長理事	楠田 富雄	
	延岡市水産振興委員会	委員長	宇戸田 定信	
宿泊・衛生・観光	一般社団法人 延岡観光協会	代表理事	盛武 一則	
	宮崎県ホテル旅館業生活衛生同業組合延岡支部	支部長	山田 圭吾	
	宮崎県飲食業生活衛生同業組合延岡支部	支部長	高田 重幸	
通信・運輸	九州旅客鉄道株式会社 宮崎支社 延岡駅	駅長	菊池 建次	
	宮崎交通株式会社 延岡営業所	所長	興梠 泰洋	
	宮崎県タクシー協会 延岡支部	支部長	野々上 忠臣	
医療・福祉	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	会長	柳田 泰宏	
	一般社団法人 延岡市医師会	会長	佐藤 信博	
社会団体	NPO法人 延岡市じょうがい者大輪の会	理事長	甲斐 直義	
市	延岡市企画部	部長	吉岡 修	



第81回国民スポーツ大会開催・第26回全国障害者スポーツ大会開催



日本のひなた宮崎国スポ・障スポ延岡市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ延岡市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ大会において、延岡市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 延岡市を代表する者
- (2) 延岡市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員の選任)

第6条 会長は、延岡市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 議会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 旅費

(旅費及び費用弁償)

第15条 市外に在住または勤務している実行委員会の委員が、第3章に規定する会議への出席する場合、最寄駅がある場合は、最寄駅から延岡駅までの往復の電車賃、最寄駅がない場合は、バス料金又は所在地から延岡市役所本庁舎までの往復距離に1キロメートルあたり37円を乗じて得た金額を支給して費用弁償するものとする。ただしバス料金については往復割引が適用される場合、適用後の額を支給する。

第6章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第8章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、延岡市に帰属するものとする。

第9章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年8月8日から施行する。



国スポ・障スポ
NOBEOKA
2027